# 文京区補助金等チェックシート

所属　福祉部障害福祉課

## 1 補助金の名称等

2年度調査

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 補助金の名称 | 定期借地権利用による障害者施設整備促進事業補助金 | | | | | | | |
| 根拠規定等 | 定期借地権利用による障害者施設整備促進事業補助要綱 | | | | | | | |
| 創設年月 | 令和 | 2 | 年 | 4 | 月 | 経過年数〔自動計算〕 | 0年 | 終了予定年月 |
| 直近の見直し年月 | | | 年 | | 月 | 経過年数〔自動計算〕 | | |
| 見直しの内容 | | | | | | | | |

| 予算科目 | 款 | 項 | 目 | 大事業 | 中事業 | 実施計画事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 05 民生費 | 03 心身障害者福祉費 | 01 心身障害者福祉事業費 | 28 障害者グループホーム等整備費補助 | 01 障害者グループホーム等整備費補助 | |

| | |
|---|---|
| 補助金の種別 | ☐ 奨励的補助　☐ 施設運営補助　☐ 扶助的補助　☑ 投資的補助　☑ 利子補給 |

## 2 補助金の概要

| | |
|---|---|
| 補助目的 | 国有地又は民有地を定期借地権の設定により借り受けて、障害者施設を新たに整備する社会福祉法人等に対し、定期借地権を設定する際に要する経費の一部を補助することにより、障害者施設の整備を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| 補助事業等の内容 | 生活介護施設又は障害者グループホームを整備する際の定期借地権一時金に対する補助 |
| 補助対象経費の内容 | 定期借地権の一時金 |
| 補助事業者等 | ☐ 区民　☐ 地域活動団体　☑ NPO（特定非営利活動団体）　☑ 事業者　☑ その他<br>〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕<br>補助要綱におけるNPO以外の事業者＝社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人 |
| 補助金の算出 | ☑ 定率（補助率　1/2）　☐ 定額（補助額　）<br>☐ 補助単価（補助単価　単位　）　☑ その他<br>〔その他の場合は具体的に記入〕<br>交付基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較していずれか少ない額に、補助率を乗じて得た額（東京都定期借地権補助金の交付額が限度）<br>〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 |
| 公募の状況 | 非公募 |
| 実績報告書時における使途の確認方法 | ☑ 領収書　☐ 契約書　☐ 決算書　☐ 成果物　☑ その他（都補助金額確定通知書（写し）） |

| 補助・単独の状況 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ☑ 区単独 | 負担割合 | 区 | 1/2 | 国 | 都 | 補助対象者 | 1/2 |
| ☐ 補助（区上乗せ無し）<br>☐ 補助（区上乗せ有り） | 上乗せの内容・理由 | | | | | | |

３ 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

| 項目 | 内　　容 | 判定 | 判定の理由 |
|---|---|---|---|
| 必要性（公益性） | 補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか | ○ | 公益性が高く、生活介護施設及び障害者グループホームの整備に対する障害当事者及び家族からの要望が強い。 |
| | 基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか | ○ | 「文の京」総合戦略及び地域福祉保健計画（障害者・児計画）の計画事業である。 |
| | 区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか | ○ | 都における定期借地権一時金補助を補完する目的で区が補助する。 |
| | 実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか | ○ | 事業者の負担増となり、生活介護施設及び障害者グループホームの整備を断念する事業者が発生する可能性がある。 |
| 公平性 | 補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか | ○ | 施設整備に係る事業者からの相談への応対を通じ、補助制度の要件等について、必要な周知を図っている。 |
| | 交付先は適正な手続きによって決定されているか | ○ | 補助条件を満たす事業は、補助対象となる。 |
| 効率性（有効性） | 補助金の交付以外の代替策はないか | ○ | 定期借地権の一時金は一度に多額の資金を必要とするため、補助金交付以外の代替策はない。 |
| | 補助金の交付による効果が認められるか | ○ | 定期借地権の一時金に対する事業者の負担が軽減され、整備が促進される。 |
| | 補助金額に見合う具体的効果が認められるか | ○ | 障害当事者及び家族が望む生活介護施設及び障害者グループホームの整備が進む。 |
| | 事業実施の効果が広く区民に還元されているか | ○ | 生活介護施設及び障害者グループホームが整備されることにより、サービスの充実が図られる。 |
| 適正性（適格性）（妥当性）※個人等の補助金については不要 | 法令等に抵触していないか | ○ | 東京都の補助に上乗せして行う補助であるため、法令等に抵触していない。 |
| | 団体等の活動内容が補助目的と合致しているか | ○ | 補助事業者は障害福祉サービス事業所等運営を行う社会福祉法人等であり、活動内容は補助目的と合致している。 |
| | 団体等の会計処理や補助金の使途が適正か | ○ | 補助事業の実績報告時に内容を確認している。 |

４ 交付実績　（件、千円）

| 項目 | 2年度（予算） | | | |
|---|---|---|---|---|
| 交付（見込み）件数 | 2 | | | |
| 決算（予算）額 | 50,000 | | | |
| 国庫支出金 | 0 | | | |
| 都支出金 | 0 | | | |
| その他 | 0 | | | |
| 一般財源 | 50,000 | | | |
| 1年度補助事業等の状況（交付団体名、成果等） | | | | |

５ 課題及び今後の方向性

生活介護施設及び障害者グループホームの整備についての要望が高いため、積極的に事業者を誘致して整備を進める必要がある。